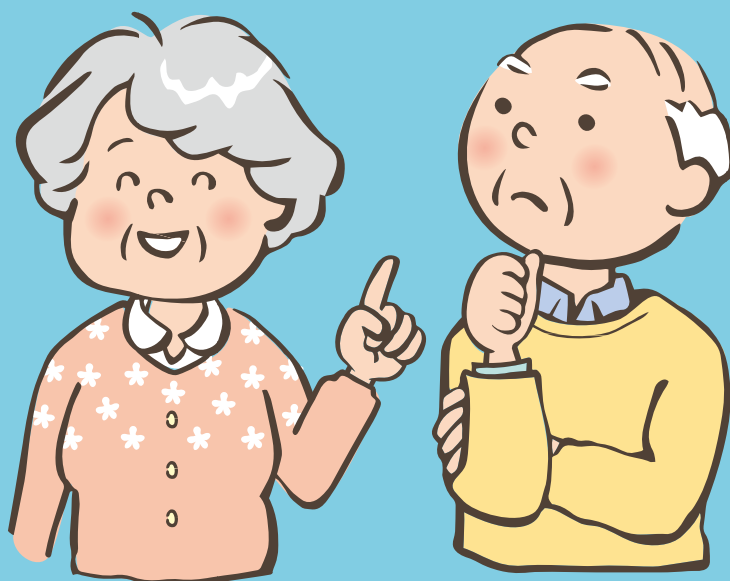
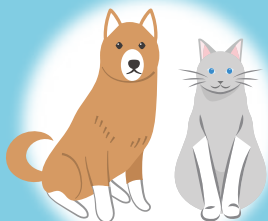
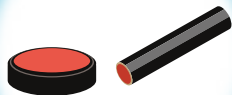


せいねんこうけん

ぬまた成年後見

しえん

支援センター



このような心配ありますか？



沼田市協 マスコットキャラクター
ぬ～たん

せいど 制度

しゅうい ころけん
周囲から「そろそろ後見
を」と言われたが何をし
ていいかわからない。

せいねんこうけんせいど りよう
成年後見制度を利用し
たいけれど、費用がかか
ると思い、悩んでいる。

ざいさん 財産

おや ていきよきん かいはく
親の定期預金の解約を
しようとしたら、銀行
から後見制度を利用し
て手続きをするよう言
われた。

じぶん きんせんかんり
自分の金銭管理をする
ことが難しくなってきた
親族がいる。

しょうらい 将来

しょう も こ
障がいを持つ子どもの
親亡き後が、心配だ。

たよ ひと
頼る人もいないので
「認知症になったら」と
思うと心配だ。

けいやく 契約

ふくし りよう
福祉サービスを利用し
たいと思うが、一人では
契約するのが心配だ。

ものわす ふ
物忘れが増えてきたの
で消費者被害が心配
だ。

す な まち あんしん く
住み慣れた町で安心して暮らしていけるよう「成年後見制度」に関する相談に応じ利用をお手伝いします

まずはお電話ください

☎0278-25-3267

月～金曜日 受付時間 8:30～17:15

土・日・祝日・年末年始はお休みになります



社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が本人の意志を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度

すでに判断能力が低下した方のための制度

判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申し立てることにより、後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の状態によって「後見」「保佐」「補助」の3つに分類されます。

後見

対象となる方

判断能力を常に欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方

判断能力がほとんどない方



保佐

対象となる方

日常の買い物は一人で出来るが、重要な財産の管理などは難しい方

判断能力がかなり衰えている方



補助

対象となる方

重要な財産の管理などを一人で行うことに不安がある方

判断能力に不安がある方



低い

判断能力

高い

任意後見制度

元気づち判断能力が十分の方が後見人を決めておく制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

将来的に成年後見制度を利用したい方

自分自身で信頼できる人を任意後見人として選び、後見してもらいたい事務の内容をあらかじめ契約によって取り決めておきます。

判断能力の低下が見られたら、家庭裁判所に申し立て、希望に沿った援助を受けることが可能になります。



判断能力が十分な方

成年後見制度を使うにはどうすればいいの？

相談
相談

ぬまた成年後見支援センターへ

すでに判断能力が低下した方を守る /

元気なうちに契約し、将来、
判断能力が低下したら守ってもらう /

法定後見制度

任意後見制度

後見



ほとんど判断
できない方が対象

ほとんど判断できな
い、あらゆる手続き
の時に判断してくれ
る人が必要

保佐



判断能力が著しく
不十分な方が対象

重要な契約の時に一人
で行うことが難しい、
一緒に判断してくれ
る人がほしい

補助



判断能力が
不十分な方が対象

重要な契約の時に一人
で行うことが不安、一
緒に手助けをしてくれ
る人がほしい



今は元気な方が対象

将来に備え支援してくれる
人を選ぶ（任意後見人）

支援の内容を決める

契約内容を公正証書にし、
公証役場で任意後見契約を
結びます

判断能力が低下したとき

後見・保佐・補助 開始の申立て
※申立ては本人、配偶者、四親等内親族、市町村長等

任意後見監督人選任の申立て
※申立ては本人、配偶者、
四親等内親族、任意後見人等

家庭裁判所へ申立て

家庭裁判所の審判

後見人等の選任

成年後見人



※成年後見監督人



保佐人



※保佐監督人



補助人



※補助監督人



任意後見人



任意後見監督人



支援の開始

※必要に応じて監督人が選任されます

ぬまた成年後見支援センターが お手伝いできることの一部紹介

1 相談支援

- 認知症や知的・精神障がいのあるご本人ご家族はもとより、福祉・医療機関などからのご相談にも応じています。
- 来所・電話・訪問にて対応し、ご本人に一番よい制度・サービスを一緒に考えて、手続きの支援を行います。
- 秘密は厳守します。

相談支援員



一般相談

相談支援員



訪問相談

2 利用支援

- ご本人やご家族の成年後見等申立手続きの支援を行います。
 (申立てをする親族がいない場合のご相談にも応じます。)

申立人・申立必要書類の準備など



相談



申立書類作成等の助言

家庭裁判所

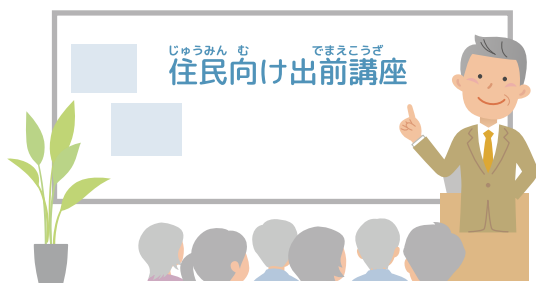


申立同行支援

3 住民向け出前講座

- 成年後見制度を住民の方に広く知ってもらうための講座を開催します。

住民向け出前講座



住民向け出前講座



医療機関の
受診や施設
への入退所
手続き？

遺産分割？

収入・支出の管理？
不動産の処分？

定期報告？



出前講座 (こちらからお伺いして講話します。)

お問い合わせ

社会福祉法人
沼田市社会福祉協議会内

ぬまた成年後見支援センター

〒378-0053 群馬県沼田市東原新町 1801-72
 (沼田市保健福祉センター内)

☎0278-25-3267

月～金曜日 受付時間 8:30～17:15

土・日・祝日・年末年始はお休みになります